

(仮称) 南花台中央公園整備事業
基本・実施設計業務に係るプロポーザル

募集要項

令和4年12月

河内長野市

— 目 次 —

1 本募集要項の扱い	1
2 目的	1
3 委託業務の概要	2
4 公募型プロポーザルの概要	3
5 募集要項・評価基準等の公表	5
6 参加資格審査	6
7 提案審査	10
8 留意事項等	12
9 契約の締結	13
10 契約を締結しない場合	14

1 本募集要項の扱い

本募集要項は、令和5年3月に策定する「（仮称）南花台中央公園整備事業基本計画書（以下「基本計画書」という。）」に基づき、河内長野市（以下「市」という。）が実施する、（仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務の受託者を選定する公募型プロポーザルの手続き、審査の概要及び参加資格要件等を示すものであり、別途公表する「（仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務に係るプロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）、「（仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務に係るプロポーザル様式集」（以下「様式集」という。）と一体のものとして扱う。

2 目的

河内長野市は大阪府郊外に立地し、昭和40年代から開発団地の整備に伴う急激な人口増加により発展してきた。しかし、現在では開発団地における人口減少・少子高齢化に伴い大阪府下で最も人口減少・少子高齢化が進んでいる。今回（仮称）南花台中央公園を計画する南花台地区は、昭和57年にまち開きをした面積98haの開発団地であるが、まち開きから約40年が経過し、その他の開発団地と同様に典型的なオールドニュータウンとなっている。一方で、スーパーなどの一定の生活機能を有しており、開発団地が連なる河内長野市南部において、それらの玄関口に位置することから、河内長野市の第5次総合計画にて「丘の生活拠点」として位置付けられている。また、立地適正化計画では、都市機能誘導区域、居住誘導区域の位置づけのもと、人口の維持を目指すエリアである。

南花台地区では、平成26年度より人口減少・少子高齢化が著しく進む開発団地再生モデルの構築を目的として、「南花台スマートエイジング・シティ団地再生モデル事業（咲つく南花台プロジェクト）」を立ちあげ、大阪府、河内長野市、関西大学、UR都市機構等の公民学連携により、「地域住民が住み慣れた場所で健康で生きがいをもって多世代が交流しながら暮らし続けるまち」を目指して、まちづくり拠点「コノミヤテラス」を中心に、地域住民主体による多様な取り組みを進め地域の課題解決に取り組んできた。

今回の計画では、南花台地区におけるUR南花台団地集約跡地を活用した地域内公園の再編による開発団地での新たな公園整備を一体的に進め、南花台地区の活性化と魅力向上につなげるとともに、市全体への波及効果を生む公園整備を目的とする。

なお、今回の整備する公園内にはサッカースタジアムを整備する計画としており、サッカースタジアムは、一般社団法人日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ）1部に所属する女子サッカーチーム「スペランツァ大阪」の本拠地としても活用する。そのため、日常的な公園利用に加え、サッカーチームと連携した新たなまちづくりを目指すものとする。

こうした目的に基づき、（仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務の受託者について公募型プロポーザル方式により募集するものである。

3 委託業務の概要

(1) 業務名称

(仮称) 南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務

(2) 業務概要

本業務は、基本計画書及び(仮称) 南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務仕様書(以下「仕様書」という。)に掲げる公園、施設及びこれに付帯する周辺歩道及び市道の改修に関する基本設計・実施設計を行うものとする。なお、本業務には工事監理は含まれていない。詳細の業務内容は仕様書のとおりとする。また、基本計画書については、公募開始時点ではとりまとめが完了していないため、最新の推進委員会会議資料(河内長野市政策企画課ホームページにて公表)の基本計画書(案)(以下「基本計画書(案)」という。)を参照すること。

本業務の遂行にあたっては河内長野市UR南花台団地集約跡地活用整備事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)の意見を集約するとともに、事業用地周辺の住民や施設の利用が想定される人々と協働して設計を進めていくものとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月末とし、詳細スケジュールについては基本計画書(案)を参照すること。

(4) 委託金額の上限額

¥115,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(5) 予算不成立の場合の措置

本業務は、令和5年度当初予算の成立を前提としており、市議会において予算案が否決された場合は、契約締結を行わない場合がある。契約締結を行わない場合に、受託予定者において損害が生じて、市はその損害については一切負担しないものとする。

(6) 担当部局

本業務の担当部局は以下の通り。

河内長野市 総合政策部政策企画課

〒586-8501 大阪府河内長野市原町1丁目1-1

TEL: 0721-53-1111(内線 327 328 担当: 松原、古久保)

E-mail アドレス: kikaku@city.kawachinagano.lg.jp

4 公募型プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの審査体制

市は、公募型プロポーザル方式を実施するに際し、中立かつ公正な審査が行われることを目的として、学識経験者等で構成する推進委員会を設置している。推進委員は以下の10名で構成している。

<推進委員一覧>

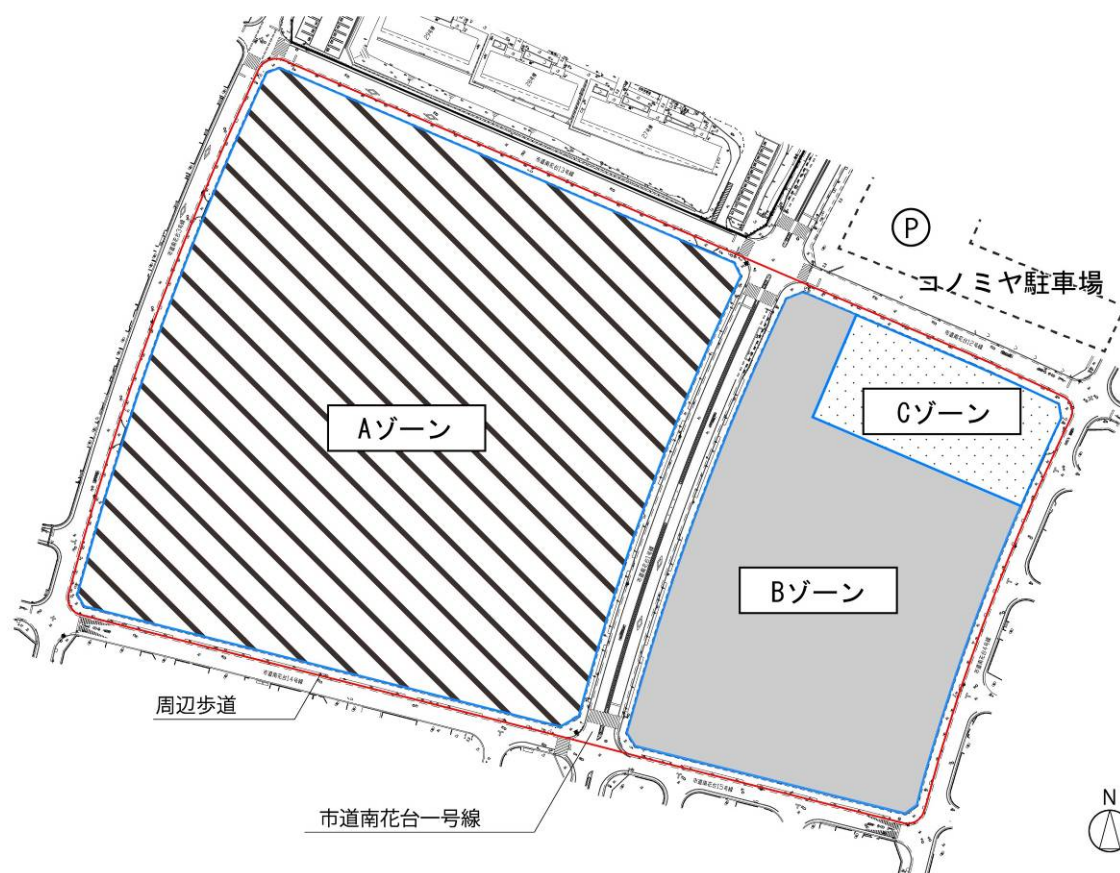
区分	分野	氏名	所属及び役職
委員	まちづくり・建築	江川 直樹	関西大学 名誉教授
委員	アーバンデザイン	小浦 久子	神戸芸術工科大学 芸術工学部 環境デザイン学科 教授
委員	緑地計画 ランドスケープ	武田 重昭	大阪公立大学大学院 農学研究科 緑地環境科学専攻 准教授
委員	ジェンダー	巽 真理子	大阪公立大学 女性研究者支援センター 副センター長 ダイバーシティ研究環境研究所 特任准教授
委員	スポーツ	藤縄 信夫	一般社団法人 大阪府サッカー協会 会長
委員	福祉	非公表	社会福祉協議会
委員	地域	非公表	地域代表
委員	地域	非公表	地域代表
委員	行政	榊井 繁春	副市長
委員	行政	東部 昌也	副市長

本プロポーザルの実施にあたっては、募集要項に定める各提出書類の提出を求め、推進委員会に諮って審査を行い、優先交渉権者（契約候補者）及び次点交渉権者を選定する。

(2) 事業用地の概要

計画場所	河内長野市南花台3丁目
整備予定面積	約 43,266 m ² Aゾーン：27,170 m ² Bゾーン：11,126 m ² A・Bゾーン周辺歩道および市道南花台1号線：約 4,970 m ²
用途地域	第1種中高層住居専用地域 (用途地域を近隣商業地域に変更予定)
建蔽率／容積率	60%（都市公園法の建蔽率の基準2%+10%） ／ 200%
その他	宅地造成工事規制区域

◆添付図面 業務に係る敷地範囲図



※Cゾーンは別事業にて子ども園を整備する。

(3) プロポーザルの実施スケジュール

内容	日程	受付・公表等
募集要項・評価基準等の公表	令和4年12月12日(月)	総合政策部 政策企画課 (ホームページ)
プロポーザルの参加資格審査、提案審査に関する質疑の受付	令和4年12月12日(月) ～令和4年12月22日(木)正午	総合政策部 政策企画課 (Eメール)
プロポーザルの参加資格審査、提案審査に関する質疑への回答公表	令和4年12月27日(火)	総合政策部 政策企画課 (ホームページ)
参加表明提出書類の受付	令和5年1月6日(金) ～令和5年1月10日(火)必着	総合政策部 政策企画課 (持参・郵送)
参加資格審査	令和5年1月13日(金)	総合政策部 政策企画課
参加資格審査結果の通知(提案書の要請)	令和5年1月13日(金)	総合政策部 政策企画課 (Eメール)

提案審査提出書類の受付	令和 5 年 2 月 1 日（水） ～令和 5 年 2 月 6 日（月）必着	総合政策部 政策企画課 (持参・郵送)
ヒアリング日程の通知（ヒアリングの要 請）	令和 5 年 2 月 13 日（月）	総合政策部 政策企画課 (E メール)
ヒアリング（非公開）・審査の実施（優 先交渉権者及び次点交渉権者の選定）	令和 5 年 2 月 20 日（月）	推進委員会
審査結果の通知・公表	令和 5 年 2 月下旬	総合政策部 政策企画課 (郵送、ホームページ)
審査講評の公表	令和 5 年 3 月中旬	総合政策部 政策企画課 (ホームページ)

5 募集要項・評価基準等の公表

(1) 公表方法

令和 4 年 12 月 12 日（月）より、下記「総合政策部政策企画課ホームページ」（（仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務に関する公募型プロポーザルのお知らせ）にて公表する。

【総合政策部政策企画課ホームページ】

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/30/>

(2) 受付等に関する問い合わせ

受付等に関する問い合わせがある場合は担当部局に問い合わせを行うこと。

(3) プロポーザルの参加資格審査、提案審査に関する質疑の受付及び回答の公表

プロポーザルの参加資格、提案審査に関する質疑の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

① 受付期間

令和 4 年 12 月 12 日（月）から令和 4 年 12 月 22 日（木）正午まで

② 提出方法

質疑は E メールのみとし、(様式 10)に記載の上担当部局の E-mail アドレスに送信すること。

E メール送付の際の件名は「公園整備 公募型プロポーザルに関する質疑」とすること。

E メール送信後、担当部局に電話にて受信確認を行うこと。

③ 回答日・回答方法

令和 4 年 12 月 27 日（火）午後 1 時より、全ての質疑をまとめ、総合政策部政策企画課ホームページ（質疑回答公表）にて掲載する。

6 参加資格審査

(1) 参加表明提出書類の受付

① 受付期間

令和5年1月6日（金）から令和5年1月10日（火）17時（必着）

② 提出方法

書類一式を封筒等に入れ、封筒の宛名面に「参加表明書在中」と赤書きすること。提出は持参または郵送にて提出すること。郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間内に必着するように郵送し、差出控えは参加資格審査の結果通知書を受領するまで保管すること。なお、持参する場合は、担当部局に事前にその旨を伝え、日時等を調整後持参すること。

< 郵送宛先 >

〒586-8501 河内長野市 総合政策部政策企画課 行

「河内長野市 （仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務 参加表明書」

③ 提出書類

提出書類の記載方法や提出方法等については、別添「様式集」による。提出部数が複数となるものについては正本1部作成し、残りの部数は正本の写しでも可とする。

< 参加表明提出書類一覧 >

名称	様式	サイズ	部数
参加表明書	様式1	A4	2部
設計共同企業体結成届 出書兼委任状 （※1）	様式2	A4	2部
参加資格確認書（※2）	様式3	A4	2部
管理技術者の資格・実績確認書	様式4	A4	2部
主任技術者（意匠）の資格・実績確認書	様式5-1	A4	2部
主任技術者（構造）の資格・実績確認書	様式5-2	A4	2部
主任技術者（電気）の資格・実績確認書	様式5-3	A4	2部
主任技術者（機械）の資格・実績確認書	様式5-4	A4	2部
主任技術者（土木・造園）の資格・実績確認書	様式5-5	A4	2部

（※1）設計共同企業体の場合提出すること。

（※2）設計共同企業体の場合は、事業所毎に提出すること。

＜添付書類＞

様式 3 関係

一級建築士事務所としての登録を証明する書類の写し	－	－	2 部
設計業務実績の確認書類（※）	－	－	2 部
国税の納税証明書（その 3 の 3）の写し、市町村税の未納がないことの証明書の写し	－	－	2 部

様式 4 関係

応募者との雇用関係を証する書類の写し	－	－	2 部
資格証等の写し	－	－	2 部
設計業務実績の確認書類（※）	－	－	2 部

様式 5－1～5－5 関係

応募者との雇用関係を証する書類の写し	－	－	2 部
資格証等の写し	－	－	2 部

（※）発注者の証明書の写し、契約書の写し（実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む）、TECRIS（業務カルテ）の写しなど、実績が確認できる資料を添付すること。実績が確認できる箇所には目印（マーカー等）を付けること。

（2）参加資格審査

参加表明をした応募者の参加資格要件を審査し、要件を満たす応募者に対し提案書の提出を文書で要請する。参加資格審査の結果は、令和 5 年 1 月 13 日（金）に本市から応募者全員にメール等により発送・通知する。結果通知書には提案書番号を記載する。

（3）参加に係る制限事項

参加表明提出書類は 1 者につき、1 件しか提出できない。

（4）参加資格要件

応募者の備えるべき参加資格要件は、以下に定めるとおりとする。応募者は単独又は複数の企業から構成される設計共同企業体で応募するものとし、設計共同企業体は、代表構成員を定め、代表構成員が手続きを行う。応募者は参加表明書の提出日から本事業に係る契約の締結日まで、次に掲げる全ての参加資格要件を満たすものとする。

- a) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者ではないこと（同項各号のいずれかに該当する事実があった場合、2 年を経過した者を除く。）又は、その者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者ではないこと。
- b) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は当該公示の日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者ではないこと。

- c) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者ではないこと。
- d) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者ではないこと。
- e) 河内長野市建設工事等指名停止要綱、大阪府入札参加停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- f) 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者ではないこと。
- g) 直近 1 年分の法人税、消費税（地方消費税を含む）、固定資産税を滞納している者ではないこと。
- h) 市が河内長野市 U R 南花台団地集約事業跡地活用に伴う基本計画策定等業務を委託している下記の受注者及びその協力会社と、資本面又は人事面において関連がある者ではないこと。

受注者及び その協力会社	株式会社 ユーデーコンサルタンツ（大阪市中央区） 株式会社 シードコンサルタンツ（奈良県奈良市） 株式会社 地域経済研究所（大阪市中央区）
-----------------	---

なお、募集要項において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

- i) 単独企業で応募した者が、他の設計共同企業体の構成員として応募した者ではないこと。
- j) 本事業の審査委員との資本関係若しくは人的関係において、次に掲げるア～オのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 委員が発行済み株式の 50% を超える株式を所有していること。
 - イ 委員が資本総額の 50% を超える出資をしていること。
 - ウ 委員の所属する企業が、発行済み株式の 50% を超える株式を所有していること。
 - エ 委員の所属する企業が、資本総額の 50% を超える出資をしていること。
 - オ 委員が役員または従業員となっていること。
- k) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- l) 公告の日から参加表明書の提出期限の日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない。）であること。
- m) 国内において元請として、本事業と同規模面積の公園の新築または改修工事の設計（基本設計又は実施設計業務をいう。以下同じ。）またはランドスケープデザインを行った

実績を有すること。

- n) 国内において元請として、「平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第三号 運動施設」に定義されている用途である、体育館、武道館、スポーツジム等、屋内プール、スタジアム等の運動施設の新築又は改修工事の設計業務を完了した実績を有していること。なお、設計共同企業体の構成員として実績を有する場合は、構成員の代表者（出資比率が 50%以上のもの）として設計業務を行った実績とすること。
- o) 設計共同企業体での応募の場合は、代表構成員が a)～h), j)～l)、その他構成員は a)～h), j)の要件を満たすこと。ただし、m),n)については、設計共同企業体内の 1 者以上が要件を満たすこと。

(5) 設計共同企業体の場合の参加資格要件

(4) 参加資格要件に加え、設計共同企業体の場合の参加資格要件は次のとおりとする。

- a) 代表構成員は出資割合が最大であること。
- b) 構成員は 3 者以内であること。
- c) 構成員は単体企業、他の設計共同企業体の構成員として参加していないこと。

(6) 配置技術者に係る条件

配置技術者については、以下の条件を満たすものとする。なお、設計共同企業体で応募する場合は、管理技術者は代表構成員から配置するものとし、主任技術者の配置は、構成員で条件を満たすことを可とする。

① 技術者の配置

- a) 管理技術者及び意匠、構造、電気、機械、土木・造園の業務分野に掲げる主任技術者を配置すること。
- b) 管理技術者は、意匠の業務分野の主任技術者との兼任は可能であるが、その他の業務分野の主任技術者とは兼任しないこと。
- c) 主任技術者は、他の業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- d) 管理技術者は、原則、市との定例的な打ち合わせに毎回出席できること。
- e) 主任技術者は、管理技術者の下で各業務分野を総括するものであり、原則、市との定例的な打ち合わせに毎回出席できること。
- f) 管理技術者及び主任技術者（意匠）（構造）は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に定める一級建築士であること。
- g) 主任技術者（電気）及び、主任技術者（機械）は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に定める一級建築士又は建築設備士であること。
- h) 主任技術者（土木・造園）は 1 級土木施工管理技士、1 級造園施工管理技士、RCCM（都市計画及び地方計画）又は（道路）、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）、技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）第 32 条に定める技術士（建設部門（都市計画及び地方計画）又は

総合技術管理部門（建設：都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者であること。

② 技術者との雇用関係

- a) 管理技術者と主任技術者は、応募者に所属していること。
- b) 所属とは、参加表明書の提出締切日（令和 5 年 1 月 10 日）以前 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係であること。

③ 技術者の変更禁止

本業務における管理技術者、主任技術者は提出書類に記載された者から変更できない。ただし、退職等のやむを得ないと市が認める場合であって、同等の資格を有する技術者を配置可能であると確認できた場合はこの限りでない。

7 提案審査

(1) 提案審査提出書類の受付

① 受付期間

令和 5 年 2 月 1 日（水）から令和 5 年 2 月 6 日（月）17 時（必着）

② 提出方法

書類一式を封筒等に入れ、封筒の宛名面に「技術提案書在中」と赤書きすること。提出は持参または郵送にて提出すること。郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間内に必着するように郵送すること。なお、持参する場合は、担当部局に事前にその旨を伝え、日時等を調整後持参すること。

< 郵送宛先 >

〒586-8501 河内長野市 総合政策部政策企画課 行

「河内長野市 （仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務 技術提案書」

③ 提出書類

提出書類の記載方法や提出方法等については、別添「様式集」による。

< 提案審査提出書類一覧 >

名称	様式	サイズ	部数
技術提案書提出書	様式 6	A3	2 部
技術提案書	様式 7 - 1 ~ 4	A3	15 部
価格提案書	様式 8	A4	1 部

(2) 提案審査

参加表明提出書類、技術提案書、価格提案及びヒアリングの内容をもとに審査を行う。審査の評価については、別添「評価基準」による。

① 技術提案書の提案項目

次の提案項目について技術提案書を作成すること。提案に際しては、基本計画書（案）に記載されている基本的な考え方が実現でき、南花台のこれまでのまちづくりの経緯等を踏まえ、より良い公園計画となるよう自由に提案すること。

＜提案項目＞

大項目	中項目	小項目
業務実施方針	①実施体制・スケジュール	・担当チームの特徴・強み ・本業務において、妥当かつ現実的な業務実施スケジュールおよびマネジメント方針の提案。
	②市民との協働に関する考え方	・南花台地区及び周辺地区の住民との協働によって基本・実施設計を進めていく手法等の提案。 ・設計プロセスや、竣工後の管理運営において、市民が愛着をもてるような関わり方や手法等の提案。
	③デザインコンセプトの設定の考え方	・基本計画書（案）や、南花台のこれまでのまちづくりの経緯、事業の目的、公園整備におけるコンセプト、整備方針、敷地条件等を十分に理解したうえでのデザインコンセプトの提案。
業務の着眼点及び考え方	④公園整備における考え方	・基本計画書（案）を踏まえ、利用者の利用を想定したうえで、どのような公園を設計し景観や風景をつくり出していくかに関する考え方、設計方針等の提案。 ・スタジアムとの一体性が生まれるランドスケープデザインの考え方、設計方針等の提案。
	⑤施設整備における考え方	・基本計画書（案）を踏まえ、魅力的なスタジアム、クラブハウスとなるための工夫（配置、形状、使われ方等）に関する考え方、設計方針等の提案。 ・一般社団法人日本女子サッカーリーグ規約によるなでしこリーグ1部の最低限の基準を遵守しつつ、今後公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（WEリーグ）規約に適したスタジアムへ段階的な施工を見越した計画方針の提案。
	⑥維持管理運営への配慮・コストマネジメントについての考え方、その他独自提案	・イニシャルコスト、ランニングコストに対する考え方の提案。 ・その他、評価項目で示されている以外で、独自に提案したい内容の提案

② 価格提案

本業務を実施するにあたっての見積額を価格提案として提出すること。なお、価格提案書の提出方法は、別添「様式集：P.5(5) 価格提案書（様式8）について」による。

(3) ヒアリングの実施

① 開催時期

令和 5 年 2 月 20 日（月）を予定しているヒアリングの場所や時間などの詳細については、技術提案書の提出者に対して通知する。

なお、本プロポーザルへの提案者が多数の場合は、ヒアリングの対象とする提案者を評価基準に記載する基準によって、概ね 5 者以内の範囲で選定する場合がある。

ヒアリングは非公開とする。

② 実施概要

ア ヒアリングの所要時間は、説明 15 分、質疑応答 30 分程度を予定している。

イ ヒアリングで使用する資料は、技術提案書のみ使用可とし、記載内容の趣旨と異なるものは採点対象としない。また、追加と判断できる提案内容や、模型、動画による説明を行った場合も採点対象としない。なお、技術提案書のパネル化、プロジェクター（Microsoft PowerPoint 対応）を使用したスライドの使用は可とする。

ウ プロジェクター、スクリーンは事務局で用意する。パソコン等は提案者が用意すること。

(4) 事業者の選定方法

評価点の最も高い提案者を、優先交渉権者とし、次点者を次点交渉権者として選定する。評価基準の詳細は、別添「評価基準」による。

応募者が 1 者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。なお、審査の結果、別添「評価基準」において評価項目「技術提案書の評価」の評価点が 80 点満点中 48 点に満たない場合は、優先交渉権者として選定対象としない。

(5) 審査の結果通知

審査の結果は、技術提案書の提案者のうち、ヒアリングに参加したものに対して、審査の結果通知書を送付する。

(6) 審査結果・審査講評の公表

本プロポーザルの審査の結果及び講評は、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定後に、市ホームページにおいて公表する。

8 留意事項等

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合

イ 提出書類が、別添「募集要項」及び「様式集」に示された条件に適合しない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

- エ 応募者及び協力事務所が、推進委員会の委員又は事務局関係者等と本プロポーザルの選定に関し、不当な要求を行うなどの不正な接触をもった場合
- オ ヒアリングにおいて指定された時間に遅れた場合
- カ 第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- キ その他、募集要項等に違反する等、推進委員会が不適格と認めた場合

(2) プロポーザルの中止

- ア 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業を中止する場合がある。
- イ 上記アの中止となる場合は、応募者（提案者）に対して市は一切の責任を負わない。

(3) その他

- ア 提出書類の提出後における内容の変更は認めない。記載すべき該当事項がない場合でも、その旨を記載し提出すること。
- イ 全ての提出書類は返却しない。
- ウ 提出された技術提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、提出書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責は、使用した提案者が全て負うこと。
- エ 市は、優先交渉権者（契約候補者）の提案に関し、市が必要とする場合には、技術提案書等は無償で、使用、複製、公開等をできるものとする。この場合、提案者名を明示する。
- オ 具体的な設計作業は、技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、仕様書に基づいて市との協議の上、契約締結後に開始する。
- カ 技術提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- キ 本プロポーザルの応募に関する全ての提出書類については、河内長野市情報公開条例の規定において、公開しないことができる情報を除きすべて公開する。
- ク 参加表明提出書類の提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和5年1月16日（月）までに、技術提案書の提出及びヒアリングを辞退する場合は、令和5年2月16日（木）までに辞退届（様式9）を提出すること。（総合政策部政策企画課宛）

9 契約の締結

(1) 優先交渉権者選定後の取扱い

審査により選定された優先交渉権者を相手方として市は契約交渉を行う。

(2) 契約交渉及び見積書の提出

市は、優先交渉権者と提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めたうえで価格提案書を基に見積徴収を行う。ただし、契約が不調となった場合は、次点交渉権者に対し同様の交渉を行い見積の徴収

を行う。

(3) 見積金額の内訳書の提出

契約締結後、見積書に記載された金額に対応した内訳書を提出すること。

10 契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、契約候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約候補者と契約を締結しない。この場合において、当該契約候補者は違約金として提案価格の100分の3に相当する金額を市に支払わなければならない。また、契約候補者が正当な理由がなく契約を締結しない場合も同様とする。

- ア 河内長野市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したとき。
- イ 河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等排除措置を受けたとき。
- ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てを行ったとき。
- エ 営業停止の処分または業務委託を行うに必要とする許可等が取消されたとき。
- オ 提出書類等に虚偽があった場合。